

## 研究・奨学助成応募要領

### 研究・奨学助成・人材育成助成の目的

本財団が目指す難治性疾患の調査・研究を行う京都府内の大学等の研究機関や臨床研究に携わる医療機関を対象に、公益に資する研究の発展の一助となるよう助成する。また、上記目的を達するための研究に携わる医学研究者・臨床医師・研修医・大学院生等の人材の育成を推進すべく、志す研究やそのための情報収集活動等の資金の一部を助成する。さらに、これらの研究や広く医学・医療についての啓蒙・普及活動に積極的に協賛する。広く研究に資する人材を求め、その若手研究者のための奨学制度や育成助成制度を設ける。

### 【 研 究 助 成 】

本財団が目指す難治性疾患の調査・研究を行う京都府内の大学等の研究機関や臨床研究に携わる医療機関を対象に、1件100万円を上限とし、年間2件までの研究費を助成する。

(なお、助成金は、研究に利する目的ならば、特に用途の制限はしない。)

#### (申込資格)

助成申請者は、京都府内にある大学等の研究機関の在籍者(大学院生も可)あるいは臨床研究や臨床に携わる医療機関の在籍者(卒後研修指定病院で臨床 医学研究あるいは臨床に従事する者)あるいはそのグループであること。

#### (申込方法)

研究助成申請は、本財団ホームページ 申請書類様式 1-1 の書式により、研究を主導する責任者名で所定の記載の上、書類を本財団へ郵送する。

なお、本財団個人情報保護規程に従い、申請書等に記載された個人情報は、本申請以外には使用しない。

#### (審査)

申請は、本財団臨床センター運営規程第7条に従い、本センター選考委員会にて審査し、本財団理事長が決定し、決定の可否は、郵送にて申請者に通知する。

#### (義務)

助成を受けた責任者(申請者)は、助成を受けた1年後に、研究成果の概略を所定の書式(書

式様式 1-2) で、本財団理事長宛に提出しなければならない。なお、本財団が所員教育に重要かつ必要と認めた場合、その研究成果を、本財団の報告会での発表を依頼することがある。

なお、特段の理由で研究費の増額を求める場合は、その旨の増額要請理由を本財団宛に提出し、本センター選考委員会の審査を経て、理事長が本財団理事会に提案、審議により可とするならば、研究費助成費の増額に応じる場合がある。

## 【 奨 学 助 成 】

本財団が志す難治性疾患の解明等、広く医学・医療の発展に貢献すると思われる京都府内の大学等の研究機関あるいは臨床研究に携わる医療機関に所属する研究者、また、その研究者を目指す大学院学生及び卒後研修機関の研修医で、難治性疾患あるいはそれに関連する疾患研究のため海外留学を希望する者に対し、海外留学奨学助成を行う。ただし、給付年数は2年間以内、給付額年間120万円を上限とし、年間2件までとする。

### (申込資格)

助成申請者は、京都府内にある大学等の研究機関の在籍者(大学院生も可)あるいは臨床研究や臨床に携わる医療機関の在籍者(卒後研修指定病院で臨床 医学研究あるいは臨床に従事する者)であること

(本奨学助成金は、返済を求めない。ただし、特段の問題が生じた場合はその限りではない。)

### (申込方法)

申請は、本財団の申請様式(本財団ホームページ 申請書類様式 2-1 を使用)に必要事項を記載し、本財団宛に郵送する。

なお、本財団個人情報保護規程に従い、申請書等に記載された個人情報は、本申請以外には使用しない。

### (審査)

申請は、本財団臨床センター運営規程第7条に従い、本センター選考委員会にて審査し、本財団理事長が決定し、決定の可否は、郵送にて申請者に通知する。

### (義務)

- 1) 奨学助成受給期間が6ヵ月以内の場合は、所定の終了報告書(書式様式 2-2)を提出する。
- 2) 受給期間が6ヵ月を超える場合は、6ヵ月毎の現況報告書(書式様式 2-2)並びに受給終了時に終了報告書を提出する。なお、帰国後、本財団での研究成果の報告会を依頼することがある。

## 【 国際学会・学術会議等への参加費用の助成 】

本財団が志す難治性疾患の解明等、医学・医療の発展に貢献と思われる京都府内の大学等の研究機関および臨床研究や臨床に携わる医療機関に所属する研究者、あるいは研究者を目指す大学院学生あるいは臨床医・卒後研修機関の研修医が、研究情報収集のために海外で開催される国際学会、国際学術会議等に出席する経費を、上限 25 万円まで助成する。

なお、助成は原則年間 10 件までとする。ただし、特別な事由がある場合は、助成額及び件数の上限を超えることもある。

### (申込資格)

助成申請者は、京都府内にある大学等の研究機関の在籍者(大学院生も可)あるいは臨床研究や臨床に携わる医療機関の在籍者(卒後研修指定病院で臨床 医学研究あるいは臨床に従事する者)であること

### (申込方法)

申請は、本財団の申請様式(本財団ホームページ 申請書類様式 3-1 を使用)にて本財団に郵送にて申請する。

### (審査)

申請は、本センター選考委員会にて審査し、本財団理事長が決定し、決定の可否は、郵送にて申請者に通知する。

なお、本財団個人情報保護規程に従い、申請書等に記載された個人情報は、本申請以外に使用しない。

### (義務)

帰国後、速やかに以下の書類を本財団宛に提出する。

- 1) 概要を記した報告書(書式 3-1)
- 2) 対象国際学会参加するために、入出国日時が記載されたパスポートの写し
- 3) 学会参加証の写しあるいは参加が証明できる書面の写し

## 【 学会・講演会等運営助成 】

本財団が志す難治性疾患の解明等を含め、医学・医療の発展に貢献している学会(国際学会・国際会議シンポジウムを含む)及びこれらの啓蒙・普及活動に貢献と思われる学会・講演会等の開催にあたり、その運営費の一部を助成する。

なお、助成額は、原則1件100万円とする。ただし、理事会が必要と認めた場合、助成額の上限は

この限りではない。

(申込資格)

本財団が目指す難治性疾患の解明等を含め、医学・医療の発展に貢献することを志す京都府内の大学等の研究機関あるいは臨床研究に携わる医療機関に所属する研究者、臨床医またはグループが主催する集会あるいは開催地が京都府内の集会とする。

(申込方法)

学会あるいは講演会等の運営責任者発行の正式依頼文書を以って申請があったものとする。

(審査)

助成は、本財団理事長が申請内容を検討した後、本財団選考委員会に審査を要請し、審議結果を得て、理事長が決定する。

なお、本財団が協賛して行う場合は、事前に企画書および助成金額を明細と共に提出し、選考委員会の審議に付し、理事長が本財団事業の一環として決定する。

(義務)

運営責任者発行の領収書を本財団宛に提出する。その他の書類等提出の義務を負わない。ただし、後日、講演集等の送付をお願いする場合がある。

以上

(別紙)

公益財団法人 京都健康管理研究会  
研究・奨学助成

## 選考委員名簿

令和2年6月1日現在

### [ 選考委員 ]

長 井 苑 子	医博	元京都大学 助教授	呼吸器内科学
森 下 玲 児	医博	元京都大学 教授	血液病学・保健学
酒 井 章	医博	元関西電力病院 部長	循環器病学
中 山 昌 彦	医博	元京都日赤第一病院 部長	内分泌学
前 田 道 之	医博	元京都大学 助教授	ウイルス学
松 井 祐佐公	医博	元京都市衛生局 局長	公衆衛生学
浅 沼 光太郎	医博	康生会柳馬場武田クリニック 所長	神経内科学

### [ 財 団 ]

(理事長)	泉 孝 英	医博	元京都大学 教授	呼吸器内科学
(担当理事)	高 嶋 彰	医博	元(株)最新医学社 社長	薬理学・生理学